

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和7年3月5日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2400176 号

厚生局事案番号　：　東北（国）第 2400014 号

第 1　結論

昭和 43 年 7 月から昭和 50 年 10 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 14 年生

住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　昭和 43 年 7 月から昭和 50 年 10 月まで

国の記録によると、請求期間が国民年金の未加入期間となっているが、私の夫が昭和 43 年 7 月に A 市役所 B 支所（当時）において私の国民年金の加入手続きを行い、同月から同支所において国民年金保険料を納付していたので、記録を訂正してほしい。

第 3　判断の理由

日本年金機構から提出された請求者の配偶者に係る「年金加入期間（第二号厚生年金（国共済）」）によると、請求者の配偶者は、請求期間の前後を通じて国家公務員共済組合に加入していることが確認できることから、請求者は、請求期間において国民年金の任意加入対象者であり、国民年金の加入の申出を行った日が国民年金任意加入被保険者資格の取得年月日となるところ、請求者に係る C 市（現在は、A 市 D 区）の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、請求者の国民年金任意加入被保険者資格の取得年月日は昭和 50 年 11 月 21 日となっている上、同年 10 月の欄に「本月迄無資格」と押印されていることが確認できる。

また、請求者から提出された年金手帳によると、はじめて被保険者となった日は昭和 50 年 11 月 21 日となっており、住所欄に C 市の住所が記載されていることが確認できる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号（＊）は、昭和 50 年 12 月 27 日に C 市において払い出されていることが確認できる。

これらのことから、請求者の国民年金の加入手続は昭和 50 年 11 月 21 日に C 市において行われたと推認でき、請求期間は国民年金の未加入期間のため、請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、請求者及び請求者の配偶者は、請求者の配偶者が昭和 43 年 7 月に A 市役所 B 支所において請求者の国民年金の加入手続を行った旨回答及び陳述していることから、同年 4 月から同年 11 月までの間に A 市に対して払い出された国民年金手帳記号番号について、国民年金手帳記号番号払出簿により、国民年金被保険者の氏名を確認したが、請求者の氏名は見当たらない。また、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにより、氏名検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、請求者から提出された年金手帳によると、請求者の国民年金手帳記号番号とは別に C 市長名で抹消された国民年金手帳記号番号（＊）が記載されているが、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、当該国民年金手帳記号番号は、請求者とは別の国民年金被保険者に対して払い出された国民年金手帳記号番号であることが確認できる。

さらに、A 市から提出された請求者に係る「住民情報システム国民年金」によると、請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日は、昭和 50 年 11 月 21 日となっており、同市と合併する前の C 市において同月から付加保険料を含む国民年金保険料が納付されていることは確認できるが、請求期間における国民年金被保険者記録及び国民年金保険料納付記録は確認できない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。